

## 農林漁業金融公庫の役職員の報酬・給与等について

※ 農林漁業金融公庫は平成20年10月1日付で解散。平成20年度の該当給与期間は平成20年4月1日から解散の前日までとした。

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、当該役員の勤務実績に応じて支給額を増額し、又は減額することができる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

総裁 { 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。 }  
 副総裁 { 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。 }  
 理事 { 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。 }  
 監事 { 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。 }

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
総裁	11,715	7,332	3,210	1,173 (特別調整手当) 1,173		9月30日	*
副総裁	9,385	5,874	2,572	939 (特別調整手当) 939		9月30日	*
理事	8,100	5,082	2,205	813 (特別調整手当) 813		9月30日	
理事	8,100	5,082	2,205	813 (特別調整手当) 813		9月30日	
理事	8,100	5,082	2,205	813 (特別調整手当) 813		9月30日	*
理事	8,100	5,082	2,205	813 (特別調整手当) 813		9月30日	
理事	8,100	5,082	2,205	813 (特別調整手当) 813		9月30日	
監事	7,405	4,596	2,012	797 (特別調整手当) 735 (通勤手当) 62		9月30日	*

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員であること、「◇」は役員出向者であること、「※」は独立行政法人等の退職者であること、「\*\*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
総裁	13,152	5	0	平成20年9月30日	1.5	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*
副総裁	5,408	2	10	平成20年9月30日	1.3	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*
理事	5,336	3	6	平成20年9月30日	1.2	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
理事	4,954	3	3	平成20年9月30日	1.2	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
監事	1,149	1	0	平成20年9月30日	1.0	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*

注1: 本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員であること、「◇」は役員出向者であること、「※」は独立行政法人等の退職者であること、

「\*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

注2: 上記2に記載した役員のうち理事3名は、平成20年9月30日付で退任した後、平成20年10月1日付で日本政策金融公庫(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)が統合し、設立)の役員として就任したため退職手当は支給していない。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。  
また、平成18年度以降は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づいた人件費の削減、国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして実施した新人事給与制度改革等を踏まえ、適正な管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢や国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、労働組合との交渉を経て決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の職責や業績に応じて、昇格・降格・昇給・奨励手当の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇格・昇給	昇格 : 人事評価結果、研修履修状況、昇格試験等により上位資格等級の能力があると認められる場合には、人事委員会で審議のうえ上位資格等級に昇格させる。 降格 : 現資格等級に要求される職務遂行力等を欠き、期待される業務の遂行が困難と認められる等の場合には、人事委員会で審議のうえ下位資格等級に降格させる。 昇給 : 5段階評価による勤務成績に応じて昇給させる。
奨励手当 (査定分)	前年度の勤務成績に応じて、支給月数を3～5段階に区分して支給する。

##### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

国家公務員に準拠して、地域格差が適切に反映されるように特別都市手当の支給割合を改正。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	802	40.9	4,179	3,036	73	1,143
事務・技術	800	40.8	4,181	3,038	73	1,143
自動車運転職種	2	52.5	3,551	2,617	45	934
任期付職員	21	39.0	1,340	1,340	58	
事務・技術	21	39.0	1,340	1,340	58	
再任用職員	1					
事務・技術	1					

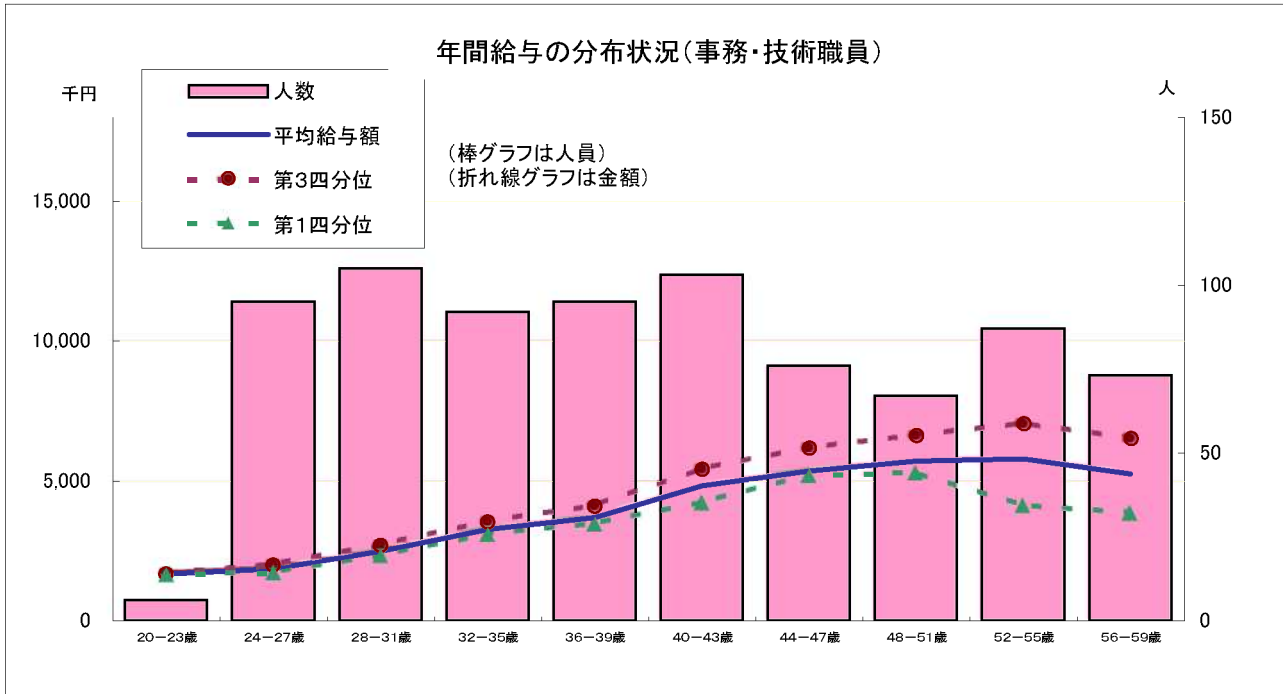
注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注: 再任用職員の事務・技術職については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

注: 在外職員及び非常勤職員は存在していないため記載を省略。

注: 研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・本部課長	63	47.3	5,693	6,189	6,584
・本部係員	29	39.4	1,901	3,046	3,099

③ 職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	基幹1級	基幹2級	基幹3級	基幹4級	基幹5級	基幹6級	基幹7級	基幹8級
標準的な職位		職員	職員	副調査役	職員	副調査役	調査役	調査役	課長	課長	次長	部長 支店長
人員 (割合)	800	6 (0.8%)	54 (6.8%)	62 (7.8%)	69 (8.6%)	98 (12.3%)	109 (13.6%)	133 (16.6%)	102 (12.8%)	74 (9.3%)	57 (7.1%)	36 (4.5%)
年齢 (最高～最低)		27～25	59～25	58～31	30～23	50～26	59～30	58～34	59～39	58～42	60～46	59～50
所定内 給与年額 (最高～最低)		1,419 ～ 1,177	2,515 ～ 1,151	2,917 ～ 1,665	1,580 ～ 1,212	2,366 ～ 1,516	3,546 ～ 1,959	4,180 ～ 2,384	4,828 ～ 3,107	5,049 ～ 3,733	5,435 ～ 4,076	5,620 ～ 4,545
年間 給与額 (最高～最低)		1,900 ～ 1,570	3,416 ～ 1,551	4,048 ～ 2,296	2,146 ～ 1,622	3,194 ～ 1,995	4,789 ～ 2,665	5,776 ～ 3,266	6,711 ～ 4,529	6,975 ～ 5,263	7,769 ～ 5,437	7,835 ～ 6,420

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	55.9		55.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	44.1		44.1
	最高～最低	49.7～28.4		49.7～28.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.4		64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6		35.6
	最高～最低	49.7～28.4		49.7～28.4

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	3,879,166	7,768,762	— ( — )
退職手当支給額 (B)	406,375	748,967	— ( — )
非常勤役職員等給与 (C)	79,030	78,521	— ( — )
福利厚生費 (D)	929,584	1,772,903	— ( — )
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,294,155	10,369,153	— ( — )

総人件費について参考となる事項

当公庫は、平成20年10月1日付けで解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

【人件費削減の取組みの状況(総人件費削減計画等)】

(1)当公庫において設定した削減目標

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、平成22年度までに平成17年度末(予算定員ベース: 924名)比で▲5%の人員を削減する。

(2)また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

(3)進捗状況

平成19年度末の進捗状況は▲1.30%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人員数(人)	924	918	912	—
人員純減率(%)		▲0.65	▲1.30	—

Ⅳ 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、当年度の金額等の表記は、平成20年度上半期の数字となっている。そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。